

倉敷在宅総合ケアセンター ショートステイ 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 全仁会が設置経営する倉敷在宅総合ケアセンター ショートステイ (以下「事業所」という。)は介護保険法(平成9年法律第123号以下「法」という。)の理念に基づき、要支援状態及び要介護状態(以下「要介護状態等」という。)にある高齢者に対し、適切な介護予防短期入所生活介護及び短期入所生活介護(以下「(予)短期入所生活介護」という。)を提供し、当該高齢者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が要介護状態になった場合、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話、及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の生活機能の維持又は、向上を目指す。並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名 称 倉敷在宅総合ケアセンター ショートステイ
- 二 所在地 倉敷市老松町4丁目4番7号

(職員等の配置)

第4条 事業所に次の職員を置き、それぞれの職務に当たる。

職 種	員 数	職 務 内 容
管理者	常勤 1名	事業所の統括
医 師	嘱託医 1名	利用者の診察、健康管理及び保健衛生指導
生活相談員	常勤 1名以上	利用者の生活指導、面接、身上調査並びに利用者や家族等の処遇上の相談、生活・行動プログラムの作成、及び利用者の送迎業務
看護職員	常勤 2名以上 非常勤 名	利用者の健康管理
介護職員	常勤 13名以上 非常勤 名	利用者の介護業務
機能訓練指導員	常勤 1名以上 非常勤 名	機能訓練個別計画の作成、理学・作業療法の実践並びに介護者への指導、レクリエーションの計画・実践
管理栄養士	常勤 非常勤 1名以上	利用者の栄養状態、身体の状態並びに病状及び嗜好を把握し、計画的な食事の提供
事務員	必要数	一般事務、利用者の送迎業務

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日は年中無休とする、
- 二 営業時間は24時間とする。

(利用者の定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日40人とする。

(サービス内容)

第7条 事業所は、利用者に対して提供するサービスは次のとおりとする。

- 一 入浴、排泄及び食事等の基本的介護
- 二 日常生活上の世話
- 三 機能訓練
- 四 送迎

(食事の提供)

第8条 施設は、利用者に対して、栄養士の献立による栄養バランスを考慮し、変化に富み、利用者の嗜好、健康に十分配慮した食事を提供するものとする。

2 食事時間は、次のとおりとする。

- (1)朝食 7:45～8:45まで
- (2)昼食 12:00～13:00まで
- (3)夕食 18:00～19:00まで

(施設の利用料)

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- 一 指定短期入所生活介護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。
- 二 利用料として、滞在費・食費、利用者が選定する特別な室料、その他の費用等利用料を、別に定める料金表(別表)により支払いを受ける。

(サービス提供に当たっての留意事項)

第10条 事業所は、サービスを提供するに当たり、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容、及び費用について文書で説明を行い、書面で利用者の同意を得るものとする。

なお、食費及び滞在費等の額を変更するときは、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、変更後の食費、滞在費等の額及びその根拠について説明を行い、利用者の同意を得たうえで変更するものとする。

(通常の送迎の実施区域)

第11条 倉敷市、岡山市、総社市、浅口市、里庄町、早島町とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、指定(予)短期入所生活介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- 一 サービス利用に当たっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- 二 利用者は、契約書の内容を遵守するよう努めなければならない。
- 三 契約者は利用者が事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損若しくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか又は相当の代価を支払うのとします。

(緊急時における対応法)

第13条 職員等は、利用者の病状等に急変があった場合、及びその他緊急事態が生じた場合は、速やかに適切な対応をし、また、必要な場合には協力医療機関や主治医への連絡と共に、当該利用者の家族等へも速やかに連絡しなければならない。

(非常災害対策)

第14条 消火設備、非常通報用設備等、災害や非常時に備えて必要な設備を設けると共に非常災害等に対して具体的な防災計画・避難計画・風水害対策を作成し、防火管理者又は火気・消防等について責任者を定め、年2回以上必要な訓練を行うこととする。

(指定短期入所生活介護の利用契約)

第15条 事業所は、指定(予)短期入所生活介護の提供の開始にあたり、利用者、及び家族等に対して、(予)短期入所生活介護サービス利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者、又はその家族等と利用契約を締結するものとする。但し、緊急を要すると管理者が認める場合にあっては、利用契約の締結はサービスの開始後でも差し支えないものとする。

(衛生管理及び指定短期入所生活介護職員等の健康管理等)

第16条 事業所は、(予)短期入所生活介護に使用する備品を清潔に保持し、定期的に消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業所は、職員に対し伝染病等に関する基礎知識の習得に努めさせると共に、年1回以上の健康診断を実施するものとする。

(秘密保持)

第17条 職員は、サービスを提供するうえで知り得た利用者、又はその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏洩してはならない。この秘密保持は、利用者の退所後も継続しなければならない。

- 2 施設、及びその従業員は、利用者の緊急の医療上の必要がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとする。

(個別援助計画書の作成等)

第18条 事業所は、居宅サービス計画が立てられている場合は、その計画に基づいて、利用者の心身機能の状態に応じた、当該サービスの(予)短期入所生活介護個別援助計画(以下「個別援助計画」という。)を作成し、利用者・家族に説明する。

- 2 事業所は、個別援助計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理評価を行うものとする。

(サービスの提供記録の記載)

第19条 (予)短期入所生活介護職員は、指定(予)短期入所生活介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定(予)短期入所生活介護について、法第41条第6項又は法第53条第4項の規定により、利用者に代わって支払を受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載するものとする。

(身体拘束の廃止)

第20条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行なわないこととする。

やむを得ず身体的拘束等を行なうときは、その態様及び時間、入所者の心身の状況や緊急やむを得ない理由を記録する。(記録は5年間の保存)

- 2 緊急やむを得ず行なう場合の手続きについては、別紙身体拘束廃止委員会規定に定める。
- 3 利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容・目的・理由・時間・時間帯・期間等を出来る限り詳細に説明し、十分な理解を得るように努める。

(苦情処理)

第21条 事業所は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対処するため、担当職員を定め、その解決に向けて調査等を実施し、改善の措置を講じ、利用者及びその家族に説明し了解を得るものとする。

(損害賠償)

第22条 事業所は、利用者に対する指定(予)短期入所生活介護の提供により、賠償すべき事故等が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

- 2 このため、事業所はこれに必要な損害賠償責任保険に加入する。

(利用者の禁止行為)

第23条 利用者が、施設内で次の各号に該当する行為をしないよう、注意及び指導しなければならない。

- (1)決められた場所以外での喫煙
- (2)他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような政治活動、宗教活動、営利活動
- (3)電熱器、その他火気の発生の恐れのある危険物の持ち込み
- (4)その他、決められたもの以外の持ち込み

(その他運営についての留意事項)

第24条 事業所は、(予)短期入所生活介護職員等の資質の向上を図るため、研修等随時実施することとし、併せて業務執行体制を整備するものとする。

2 事業所は、この事業を的確・適正に行うため、ケース記録、利用者負担金出納簿、その他必要な帳簿を整備する。

3 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めることができるものとする。

附則

この規程は、平成12年 4月1日から施行する。

この規程は、平成16年 5月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年11月1日から施行する。

この規程は、平成23年 2月1日から施行する。

この規程は、平成27年 8月1日から施行する。

この規程は、平成28年 1月1日から施行する。

この規程は、平成28年 8月1日から施行する。

この規程は、平成29年 1月1日から施行する。

この規程は、平成30年 8月1日から施行する。

この規程は、平成31年 3月1日から施行する。

この規程は、令和 1年10月1日から施行する。

この規程は、令和 2年 6月1日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月1日から施行する。

この規程は、令和 3年 8月1日から施行する。

この規定は、令和 3年12月1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月1日から施行する。